

第4回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成15年1月31日（金）午後1時30分

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

報告第17号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の
変更協議について

報告第18号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委
員会報告について

（2）継続協議事項

協議第8号 条例・規則等の取扱いについて

協議第9号 慣行の取扱いについて

（3）新規協議事項

協議第10号 地方税の取扱い（その1）について

4 その他

（1）第5回会議の開催日時について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	越智 宏司	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	越智 哲雄	今井 正次
服部 和子	青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨
渡部 綏彦			

○出席顧問

明比 昭治			
-------	--	--	--

○欠席顧問

玉井 実雄	藤田 実男	渡部 浩	
-------	-------	------	--

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それでは、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第４回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤会長	皆さん、こんにちは。 大変寒い時期になりましたにもかかわらず、本日は委員の皆さん方、そしてまた顧問の明比県議会議員につきましては、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。まずは感謝申し上げます。 本日の会議であります、新しい年を迎えまして初の会議でございます。改めまして、本年もどうぞよろしくご協力をいただきたいと、このようにお願い申し上げる次第であります。 また、今回、東予青野市長さんにおかれましては、先日の選挙により再選をされまして、引き続き合併協議のご担任いただくことになりました。大変私どもも皆様方と同様心強く思っておる限りでございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。そしてまずはおめでとうございました。 （拍 手）
伊藤会長	さて、本年は当協議会におきましては、これから重要な協議項目をはじめ、多くの項目の協議をすることとなるわけございまして、まさに合併協議の正念場の年、このようになる、このように考えます。このことから、後ほど報告をさせていただきますが、事務職職

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	員を増員をいたしました。私も会長といたしまして、今後とも皆さんとともに懸命なる努力をもって目標に向かっていくと、このような決意でございます。どうぞ委員の皆様方におかれましては、一層のご協力をいただきますとともに、お知恵をお貸しいただきますようお願い申し上げます。 さて、本日の次第であります。報告案件2件、協議案件3件、5件の議題を予定いたしております。どうぞ委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただくとともに、ご協力をお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い致します。
真鍋局長	ありがとうございました。 これから議事に入ります前に、先ほど会長からも申し上げましたように、人事異動によりまして、事務局職員の増員等がありましたので、ご報告いたしますとともに、出席している職員の紹介をさせていただきますと思います。 前の方に立っております、向かって右側から、まず西条市から派遣されました事務局次長兼第2調整班長の白石茂基でございます。
白石次長	本年1月1日付の異動で事務局にまいりました白石茂基でございます。よろしくお願いいたします。 (拍手)
真鍋局長	続きまして、東予市から派遣されました調整班の桑原茂樹でござ

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	います。
桑原氏	桑原茂樹でございます。よろしくお願いします。
	(拍手)
真鍋局長	なお、本日は出席しておりませんが、東予市から派遣されております杉田徹治をご紹介します。 以上で紹介を終わります。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いしたいと思います。 なお、ご発言の際には、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。 また、本日の委員の参加数は、委員29名中全員でございますので、一部ちょっと遅れてまいりますが、全員でございます。本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告を申し上げます。 それでは、会長、議長、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、早速会議次第の３、議事に入らせていただきます。 報告第１７号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」を議題といたします。事務局より報告を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
倉田次長	それでは、報告第１７号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」 ご報告いたします。 なお、変更協議につきましてでございますが、まことに申しわけございませんが、一部に修正が生じましたので、本日、お手元に差し替え分をご配付させていただいております。資料の上の方に差し替え分と書いておりますが、差し替え分によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、資料の３ページをお願いいたします。 合併協議につきましては、実務的には残すところ約１年となっております。この期間に協議会事務局では、約１,３００項目の協議項目を調整する作業が必要となっております。そのため、これからハードな日程での対応となりますことから、先ほどご紹介いたしましたように、事務局職員の増員を図り、円滑な協議会の事務に対応することといたしております。 その体制につきましては、この３ページの事務局体制の表にございますように、現行１０名体制を、ここの表にございますように調

発言者	議題・発言内容
倉田次長	整班に２名増員いたしまして、１２名体制といたしております。なお、これによりまして、調整班を第１調整班、第２調整班の２班体制といたしました。 また、お手元には大きいＡ３版の資料でございますが、第４回会議付属資料の１５ページ、１６ページにつきましても関連がございますので、お手元にご配付しておりますとおり差し替えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。 以上で、事務局体制の変更に伴います報告を終わります。
伊藤議長	ただいま事務局から報告のごございました報告第１７号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特になければ、ご了承賜りたいと存じます。 次に、報告第１８号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」を小委員会の委員長より報告を求めます。よろしくお願いいたします。 荃田委員長。
荃田委員長	それでは、報告をいたします。 東予市議会の荃田元近でございます。 新市建設計画策定小委員会委員の変更に伴い、空席になっていた委員長に、１月１４日の第５回小委員会で、私が新しく委員長に選任されましたことをご報告申し上げます。

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	それでは、第5回新市建設計画策定小委員会のご報告をいたします。 会議資料の（6ページ）をお開きください。 第5回小委員会は、1月14日午後1時30分から小松町役場で開催いたしました。まず、最初に委員長の選出が行われました。 続いて、報告事項①として、「住民意向調査実施結果（中間速報）について」事務局から報告がありました。資料にお示ししておりますように、さまざまな啓発活動を実施した結果、回収率は、37.2%であったことと、それから、現在の集計・分析の状況は、約63%まで進んでいることが報告され、入力済の1万512票の集計結果について別紙のとおり中間報告がなされました。 委員から、「現在の行政サービスに対する満足度及び、今後重点を置くべきまちづくりについて、地域によって差があると思われるが、今後、クロス集計する予定はあるのか。」という質問があり、事務局より、「今回は中間速報であるが、現在も集計を進めており、最終的にクロス集計も行う予定である。」との回答がありました。 また、他の委員より「意向調査の回収率について、37.2%は、他のところと比較して高いのか、低いのか。」との質問があり、事務局より「当協議会と同じように全戸を対象に実施した例としては、26～27%という2箇所の例があるが、無作為で調査件数を限定して行った場合は、もう少し高くなっている。」との説明がありました。 次に、審議事項①新市将来構想（案）につきましては、事務局より、「前編」については第5回。「後編」については第6回で審議し、第7回で全体について審議するというスケジュールについては

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	第3回の小委員会です承していただいている。現在、限られた時間の中で精力的に作成事務を続けているところである。また、住民意向調査についても、すべての集計・分析を終えていないので、「前編」、「後編」を分けての審議になるが、それぞれの整合性を確認の上、修正すべきは修正し総括的な検討を行うよう、継続的な審議の進め方の提案がありました。 それから、資料（7ページから8ページ）にあります、審議スケジュールにそって、（1）地域のあらましと課題から（5）まちづくりの基本理念・将来像までの各項目について、事務局より説明を受けました。その後、各項目ごとに審議し、委員からは、「今回提案された構想（案）にコンサルタントがどのようにかかわっているのか。また、ここに提案されるまでの経緯について説明してほしい。」との意見がありました。それに対して、「事務局が提示した各種資料をもとに、コンサルタントが専門的な見方から素案を作成し、事務局において検討・修正を加えた。さらに企画専門部会での検討、幹事会での協議を経て、今回提案している。後編についても、まちづくりの体系や施策などについて同様に進めていく。この将来構想をもとに、新市建設計画を作成していくという手順になる。」との説明が事務局よりありました。 また、他の委員から、「財政フレームについて、合併による財政効果の中で職員の人件費削減については、新市の事務所の位置や、その方法によって変わってくると思うが、それについてのすり合わせをどうするのか。」との質問があり、事務局より、「今回の将来構想の中では、同じような規模の団体との比較で示し、新市建設計画の中で、より具体的な検討を加えていきたい。」との説明があり

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	ました。 「新市将来構想（案）について」は、今回の審議を尊重し、次回の審議との整合性などを確認しながら、継続的に進めることを了承いたしました。 最後に、第6回小委員会は、2月14日（金）午後1時30分から丹原町文化会館で開催することを確認いたしました。 以上で、第5回新市建設計画策定小委員会報告を終わります。 どうぞよろしく願いをいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま荃田委員長からありました報告第18号につきまして、ご質問、お尋ねの件がございましたら、ご発言いただきたいと存じます。どなたからでもどうぞ願いをいたします。
青野委員	ただいま委員長からご報告があった中で、7ページの将来フレームということについて、合併後、20年後のことを予想されて書かれておるわけなんですけれども、この中で、人口について、資料の中の61ページですか、人口について、全体的には減っていくというふうなことで示されておるわけなんです、2市2町の中では、それを人口を増やそうという目標を、現在11万7,000人が12万人というふうになっておるわけなんですけれども、この件について、増やすとすれば、いろいろな増やす方法、施策を考えなければならぬと思うんですが、そこらあたりについてはどのようなことで人口増加を図るのか、わかっておれば、お聞かせをいただきたいと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	事務局の方からの答弁になりますか。 審議内容については委員長報告ということだと思いますが、言いますか、委員長。審議があったかどうかということのまずお尋ねだと思うんです。ですから、本件については、そういうことでございましょう。
荻田委員長	そのことについては、審議がなかったわけですから、今後、そういう問題になってくると思うんで、よく検討したいとこのように思っています。
青野委員	今後、考えていくということですね。
荻田委員長	審議の中で出てくる、話題としてあった場合には、委員会として検討すべき問題だと考えております。
伊藤議長	委員、ただいまの答弁でよろしゅうございますか。
青野委員	はい、了解いたしました。 今後、そういう話が出てきた場合にですね、検討をしていくということでございますので、それで私の方は了解をいたします。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 そのほか、どなたからでもご発言願います。 ございませんか。

発言者	議題・発言内容
	(「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、特になければ、本件、ご了承願いたいと思います。 次に、前回の協議会で提案され、継続協議事項となっております協議第 8 号「条例・規則等の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
矢葺次長	協議第 8 号「条例・規則等の取扱い」継続協議分について、ご説明いたします。 会議資料の 9 ページをごらんください。 このことにつきましては、前回の第 3 回協議会におきまして提案いたしました協議項目で、調整方針案は、「条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。」 1、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。2、合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。3、従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。4、失効するもの。 以上の区分により調整することとして、確認をいただくものでございます。 会議付属資料の 1 ページをご覧ください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	説明資料につきましては、前回協議会での説明と重複いたしますが、簡単にご説明いたします。 表の左の部分に、平成１４年１０月１日現在での２市２町の現況をお示ししております。例規集に登載されている条例等は、西条市５５５件、東予市４９２件、丹原町３５８件、小松町３３２件でございます。 これらの条例・規則等の取扱いについての具体的な調整の内容といたしましては、表の右に記載しておりますが、新設合併が行われる場合、合併関係市町は合併によって消滅するため、従来の４市町の条例・規則等はすべて失効することとなります。 そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要があります。 なお、条例・規則等の制定に当っては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものといたしております。 １といたしまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、執行させる必要があるもので、（１）条例については、新市の市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行いたします。また、（２）規則・その他（規程、要綱等）については、新市の市長職務執行者の権限により制定し、施行いたします。 ２といたしまして、合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。これにつきましては、（１）市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。また（２）新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行するものでございます。 ３といたしまして、従来旧市町で施行されていた条例等を、引き

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	続き暫定的に施行させる必要があるもの。新市の条例・規則等が制定、施行されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行するものでございます。 4 といたしまして、失効するものでございます。これにつきましては、上記の3つに該当しないものでございます。 付属資料の2ページをお開きください。 ここには条例・規則等の取扱いに関する法令、また先例地の事例をお示ししております。先例地の事例を見ますと、表現に差異がございますが、基本的には協議会で確認をいただいた調整方針に従って進めていくというのが、共通の対応となっております。 付属資料の3ページをお開きください。 ここでは、制定方法による分類をお示ししておりますのでご参照ください。 以上、ご説明いたしました。冒頭に申し上げました調整方針案について確認いただくものでございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第8号に関するご質問、ご意見等を賜りたいと思います。ご発言お願いいたします。 この調整案についてお尋ねしているわけでありましてけれども、特段ございませんか。 (「なし」の声あり)

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、協議第 8 号「条例・規則等の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものいたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第 9 号「慣行の取扱いについて」を議題いたします。事務局より説明を求めます。どうぞ。
矢葺次長	協議第 9 号「慣行の取扱い」継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の 10 ページをご覧ください。 この案件につきましても、前回の協議会へご提案いたしました協議項目でございます。 調整方針といたしましては、1、市章については、合併後新たに定める。2、市民憲章については、合併後新たに定める。3、市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。4、市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。5、都市宣言等については、合併後調整する。 以上の調整方針について、協議会でご確認をいただくものでございます。 付属資料の 4 ページをお開きください。 慣行の取扱いのうち、市・町章の取扱いについては、各市町においてそれぞれ市章・町章を制定しておりますけれども、現在の 4 市町の市章・町章は、市・町名をもとにデザイン化したものであります。新市におきましても、その新市の名称が大きく影響してこようかと思われます。また、新しい市になるわけでございますので、こ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	の新しい地域の特性や個性を踏まえながら、新市のシンボルとして、ふさわしいものとするような取り組みも必要であろうと考えております。 「市章については、合併後新たに定める」とさせていただいております。 続いて、市・町民憲章の取扱いでございますが、これにつきましては、小松町を除く2市1町において制定されております。この憲章の取扱いにつきましては、新市の基本姿勢となるものであることから、その内容等に鑑み、新市としての一体性が醸成された後、新市にふさわしい内容とすることが適当であり、また、先例地の状況を見ましても、新市において制定する事例が多いようでございます。 「市民憲章につきましては、合併後新たに定める」とさせていただいております。 付属資料の5ページをお開きください。 市・町の木、花等の取扱いでございますが、現在、4市町でそれぞれに木・花について制定されております。これにつきましても、新市のシンボルとなるもので、新市の特性や個性を踏まえながら、新市にふさわしいものとなるような取り組みが必要であることから、今後、合併後新たに定めるとさせていただいております。 また、市の鳥、色につきましては、西条市のみで制定されております。これにつきましては、合併後、必要に応じて定めるとさせていただいております。 市・町の歌の取扱いにつきましては、合併後、必要に応じて定めるとしており、また、従前の音頭等につきましては、地域の愛唱歌として伝承していくこととした調整方針とさせていただいております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ます。 続きまして、都市宣言等の取扱いでございますが、現在４市町において、種類としては約１３種類２４の都市宣言等がございます。これにつきましても新市の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当であります。決議等の関係もございますので、「都市宣言等については、合併後調整する」というふうな調整方針といたしております。 なお、付属資料の６ページ、ここには先例地の事例をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上で、説明を終わりますが、この案件につきましても継続協議となっております。つきましては、冒頭に申し上げました調整方針案についてご確認をいただくものであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 ただいま事務局からご説明申し上げました協議第９号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようであります。 それでは、協議第９号「慣行の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。 次に、新規協議事項といたしまして、協議第１０号「地方税の取扱い（その１）について」を議題といたします。事務局より説明を

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	はい。
白石次長	協議第 10 号「地方税の取扱い（その 1）について」説明をいたします。 会議資料の 11 ページをご覧ください。 ここでは、地方税法上、市町村が課すことのできる税目のうち、「現在 2 市 2 町において課している税の取扱い」に関する調整方針について、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。 なお、地方税の取扱いについて、今回ご協議をお願いする以外の項目といたしまして、入湯税、納税貯蓄組合補助金、前納報奨金、督促手数料等がございますが、調整ができ次第、後日、協議会に提案してまいります。 また、「国民健康保険税」でございますが、この税の取扱いにつきましては、別途に、「各種事務事業の取扱い」の中の協議項目としております「国民健康保険事業関係」の中でご協議をお願いすることとしておりますので、ご了承願いたいと思います。 現在、2 市 2 町が課している税につきましては、同じ取扱いのものもあれば、税率や納期等、その取扱いに違いのあるものがございます。合併に際しましては、それらの調整が必要になってまいります。個々の調整の内容の詳細につきましては、後ほど、別添の大き

発言者	議題・発言内容
白石次長	な付属資料によりまして、順次説明申し上げます。 それでは、その会議資料の１１ページのところの記と書いておりますけれども、地方税の取扱い（その１）についての調整方針案を朗読します。 ２市２町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 １、個人市民税の均等割の税率については、地方税法第３１０条の規定により２,５００円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。２、個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。３、法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例、これは制限税率１４．７％とされる所ですが、それによる。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。４、固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。５、軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。 以上が、調整方針案でございます。 A３版大の付属資料の７ページをお開き願います。 それでは、付属資料７ページでございますが、まず、個人市（町）民税でございます。この個人市（町）民税については、「均等割の税率」と「普通徴収の納期」の取扱いに違いがございます。 均等割の税率につきましては、資料の右側部分でございますが、上から２段目になりますんですが、〈参考〉地方税法第３１０条の人口区分としてお示し申しておりますように、地方税法上、人口規

発言者	議題・発言内容
白石次長	模によって税率がこの場合は、年額でございますが、定められております。したがって、現行では、人口５万以上の西条市では、年額2,500円、人口５万未満の東予市と丹原町、小松町は年額2,000円と金額的に500円の違いがありますが、新市の人口がこのランクでは５万以上５０万未満の市に該当するため、「地方税法の規定によりまして、2,500円とする。」ものでございます。 ただし、合併の期日が年度途中となることから、「税率の適用は合併する翌年度からとし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。」としております。 次に、個人市（町）民税の納期、これは普通徴収の場合でございますが、２市２町間の納期の始期が異なっておりますので、これにつきましては、「西条市の例を基本に調整する。」という調整内容としております。先ほどご説明しましたように、年度途中の合併となることから、「合併する年度は、旧市町の例による。」としております。 次に、８ページをお開き願います。 法人市（町）民税でございます。この税の「均等割の税率」は、２市２町同じであるため、「現行のとおりとする。」としております。 一方、「法人税割」の税率につきましては、西条市と東予市では、制限税率の14.7％を採用し、丹原町と小松町では標準税率の12.3％を採用しておりまして、市と町との間で採用税率が異なっている現状でございます。 この調整方針としましては、「法人税割の税率は、西条市、東予市の例による。」すなわち、制限税率14.7％に統一するものと

発言者	議題・発言内容
白石次長	し、「ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」という内容としております。 申告・納期については、差異がないため、「現行のとおりとする。」としております。 次に、９ページにまいります。 固定資産税につきましては、「税率」「免税点」につきましては、取扱いに差がないため、「現行のとおりとする。」ものでございますが、「納期」が異なりますので、これにつきましては、「納期は西条市の例を基本に調整する、ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。」という調整内容としております。 １０ページにまいります。 次に、軽自動車税でございます。 軽自動車税につきましては、先の固定資産税と同様に、納期が異なる以外の同じような取扱いとなっております。 納期につきましては、賦課期日は４月１日でございますが、４月が住民の移動時期である点や、課税客体の把握に要する事務処理期間などを考慮し、「５月１日から５月３１日の間としている東予市の例により調整する。」という調整内容としております。 次に、１１ページでございます。 １１ページの「特別土地保有税」と「市（町）たばこ税」、それから次の１２ページでございますが、「鉱産税」でございます。これら３つの「特別土地保有税」「市（町）たばこ税」、それから「鉱産税」の３つの税につきましては、２市２町とも同じ扱いをしているため、「現行のとおりとする。」こととしております。 以上、地方税の取扱いについて、それぞれの調整内容を説明いた

発言者	議題・発言内容
白石次長	しました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第10号に関するご質問、ご意見等ございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。 どうぞ。
井上委員	ただいま地方税の取扱いについて説明をいただきました。そして、この資料を見せていただきました結果、2市2町ほとんど差異がなく、調整作業も非常に順調にスムーズに調整が行われるんじゃないかという思いがいたしております。しかし、合併についての基本的な考え方では、負担は低く、サービスは高くというのが基本的な理念であるかと思えます。そんなことで、個人市民税の税率の500円アップは、これは当然人口増の法令に従ったものであると思えますが、もう説明しなくても十分理解ができる問題であろうかと思いますが、法人市民税の法人税割につきましては、2市が制限税率、そして2町が標準税率で、現在まで使用しておるようでございまして、今回、そういう統一をいたしますと、2.4%のアップということになるわけですが、それに対しまして、そういう基本的な合併時のそういう基本的な考え方がございますんですが、その対象となられる皆さん方にどういう対応をしておいでなのか。その点だけお聞かせをいただきたいと思います。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 事務局、答弁。白石君。

発言者	議題・発言内容
白石次長	法人市民税のうち、法人税割につきまして、ただいまご指摘ございましたように、西条市、東予市につきましては制限税率、それから、丹原町、小松町につきましては、標準税率というこの差がございます。今回、ご指摘のように、いわゆる高い方の率の方にあわすという形になっております。すなわち丹原町と小松町の法人税の納税者に影響が出てくるということでございます。 これにつきましては、まず考え方といたしまして、新市、１１万７,０００を有する新市に移行することでございます。それで、新市としての一体性、それから負担の公平性、それから公正性というような観点から、新市移行後、速やかに統一税率をとることが適正であろうというような考え方から、法人税割につきまして、統一するという調整方針が出てまいりました。 それから、ちなみに県下に１２市ございます。１２市はすべて、愛媛県内に１２市ございますけれども、すべて制限税率１４.７％を採用しております。 それから影響が出る丹原町と小松町の事業所の関係でございますが、１３年度の法人市民税をベースにいたしますと、２市２町で現在１,６１１社課税対象事業所がございまして、うち丹原町、小松町では２２８社ですね、今回、この税率が上がることによって影響してくる事業所がございます。試算によりますと、法人税割が１２.３％から１４.７％に上がることにによりまして、１,２００万程度、いわゆる地方団体からしますと増収というような試算でございます。１社当たり約５万６,０００円の税収増ということです。 それと、もう１点でございますけれども、この法人市民税の中で、均等割の欄をご覧いただきたいと思いますけれども、現在、２市２

発言者	議題・発言内容
白石次長	町で住所が分割している法人につきまして、新市に移行いたしますと、均等割が１社でしか納税をすることということになりますので、均等割が減るといった事業所数も出てまいります。そういったような関連がございまして、税率につきましては、１４．７％に統一し、新市移行後、速やかにという形で、平成１７年度から統一した税率で統一していくというふうな調整方針内容になっております。 それと、最後に先例地の例でございますけれども、宇摩合併協議会におきましては、現在、川之江市、伊予三島市が１４．７％を現在採用しております。それから、土居町、新宮村については１２．３％でございますけれども、それは、１４．７％に統一するという事で協議会で確認済でございます。 以上でございます。
伊藤議長	よろしゅうございますか。
井上委員	はい。
伊藤議長	はい、どうぞ、久門委員。
久門委員	久門でございます。 今、白石さんの方から説明があったんですけれども、私は、丹原町、小松町の町民の意識からいくと、高い方に合わせたんじゃないとか、均等整理という言葉がきれいなんですね。聞くのは、聞くときれいなんですけど、もう少し、私はちゃんとした説明を考えていた方がいいんじゃないかと思うんですね。確かに１４．７というて、

発言者	議題・発言内容
久門委員	まず宇摩の例を出されましたが、すべて右へならえというよりは、やはりこの地域独自のもう少し私は考え方と、こうせざるを得ないんだというかね、2市2町で高い方の2市に合わせたというような意味が少し感じんことはないと思うんですが、それはそれなりのもう少し説明が今後必要なんではないかと思います。小松町、丹原町さんの町民意識からしますと。どうですか、事務局。
伊藤議長	事務局。
白石次長	お答えいたします。 やはり税率的には、現在も先ほど申しましたように、現12市の状況、それから合併によりまして11万7,000を有する新市に移行するんだと。その中で、何といたしますか、やはりまあいえば大きな企業もあり、小さい企業もあり、あるいは儲けている企業もあり、何といたしますか、収益が出ない企業もあり、いろいろそれぞれ地方によりまして、それぞれ事情があると思います。が、しかし、やはり新市に移行し、11万7,000の市の中で、これから企業として経営することにおきましては、やはり負担の公平性といえますか、公正性といえますか、同一の試算でもって今からまちづくりを行っていくというようなそういうようなことで、税といえますのは、負担の基本的なものでございますけれども、一方では、均等割というものについての、ここについて2市2町にまたがってある部分については、額的なものにつきまして、欄にありますように、均等割が2つが1つになるような企業もございます。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	白石君、ちょっと待った。あなたの意見として言っているのか、今。分科会の意見としてはどうなんだということを、事務局はここで明快にする。私はこう思います。余分なものは要らん。必要なところだけ発言をいただきたい。分科会の意見として、この調整を出してきたんでしょ。だから、そのときの一つの状況なりを質問者に対して、皆さんに対して説明すれば、それはそれでいいんですよ。事務局の踏み込んだ発言とか、個人の感覚をもってではないと思いますが、前段、そういう発言があったら、取り消していただいて、分科会の協議内容についてをご説明する、こういう前段でもってご発言をいただきたい。
白石次長	失礼いたしました。 先ほどの一部、訂正いたしたいと思います。私自身の考えが一部ありました。分科会の報告というものを聞いたものについて答弁いたします。 やはり、前提に立ちまして、公正、公平性という観点から統一税率を取るのが適当であろうというようなことから、こういった税率で調整をしているということの報告を、分科会、あるいは専門部会から受けております。
伊藤議長	久門委員さん、ただいまの答弁でございますが。
久門委員	今、会長さんが言うとおりです。私は分科会に対する質問をしたかったんですけどもね、事務局はそれを受けとるわけだから、私は基本的に言いますと、丹原町、小松町さんの立場でというんでは

発言者	議題・発言内容
久門委員	なくて、やっぱり行政合併というのは、当然、庁舎をどこに置くかとか、そういう問題が発生したときに、やっぱり周辺の皆さんというのは、意識は大きい町に合わせたんだと、それが公平の原則で、県下の12市もそうだったという意見だと思うんですから、行政サービスからいうと、やはり市役所に行くのも遠くなるんですね。小さなことを言うとですね。そういう行政サービスが果たして、やっぱり周辺の人たちか、町民の意識からいうと非常に疑問を持たれることもあると思うんですね。それを、やはり十分納得のいくような私は、今後、やっぱり説明をつくりあげていかなかったら、合併したわ、大きい西条市の6万の市に合わせられたとかね、そういう感じを与えないような私は今後、やっぱり情報として議論しておくべきではないかと。きょう、答えられないことだと思いますけれども、よろしくお願いします。
保利分科会会長	議長。
伊藤議長	はい、どうぞ。
保利分科会会長	私、税の分科会の会長をしております西条市の保利でございます。先ほど白石事務次長の方から説明しましたことと、若干ダブりますけれども、分科会の状況をご説明させていただきます。 まず、税率の採用に当たりまして、受ける地域の法人ですから、企業さんがどれだけの影響があるんだろうかということ、そしてもう一方では、そのことによって、税収がどう響くんだろうかと、その2点につきまして協議しました。標準税率にもし採用するという

発言者	議題・発言内容
保利分科会会長	ことになりますと、西条市、東予市の企業さん、1,383社、金額にしまして1億8,445万円の減収になるだろうということで、財政的に影響があるだろうと。もう一方でございますけれども、標準税率に上げた場合、先ほど事務局から説明がありましたけど、228社、1,267万円、1社当たり5万6,000円程度ということになってこようかと思います。そうしたときに、今まで2市2町でそれぞれ分割方式にして均等割で納めていた企業さんが1市になりますから、4行政体に均等は納めていたものが、1市になりますから、1つで済むだろうということになれば、金額的に影響を受ける企業さんは、かなり少ないのじゃないかと。そういうようなことから、それと全国的な動向、県下の動向、新合併市の動向、これを踏まえて制限税率に持っていてもいいんじゃないかと、そういうような議論で、税の分科会からは提出させていただきました。 以上でございます。
伊藤議長	ただいまこういった状況、分科会の説明であります、どなたかございませんか。 どうぞ、徳永委員。
徳永委員	今、説明があった中で、営業所、支店の話で、必要がないところが出てくるというような話であったんですが、それ、何社ぐらいありますか。そういう検討と、それから、先ほど言った14.7%に西条市の方に合わせてやるということは非常に簡単にできたと思うんですが、これを丹原町に12.3%か、これを丹原町と小松町で228社で1,260何万と、これが増税になりますわね。そしたら、

発言者	議題・発言内容
徳永委員	この増税分を引いて、例えば、14.5にするとか、3にするとかいうような検討はされたことがあるんですか。でないと、これ、ここへ出してもらって、きょう、14.7で、はい、そうですかって、私らこれ持って帰って、イエス・サーじゃいうようなわけにはいかんですが、そういう詳しい、別に減税にならんでもええけど、増税にもならないような検討はしましたか。
伊藤議長	私の方からですが、これでもって、本件、持って帰ってよしと、私も確認をいただくことは、この本件については毛頭思っておりません。当然、継続協議項目として、持ち帰ると、このように認識をいたしますので、いろんな方のご意見をいただいた中で、分科会等々での協議を進めるとこのように感じます。 ただいま3点ご質問、徳永委員からありましたが、事務局、あるいは分科会、それぞれで結構でございますが、答弁、ございますか。
保利分科会会長	1点でございますが、減額になる企業さん、その意味を、私の言い間違いかも知れませんが、均等割額が4箇所の行政体に納めていたのが、合併することによって1行政体になることによる減額が生じてきますということでございますで、その点をご理解賜りたいと思います。 それと、その中間というんですか、そういう分については検討しておりません。 もう一つ、それと、どれだけの企業さんが実際増税になるかということでございますが、各企業のつき合わせというんですか、先ほど述べましたけれども、3,190社ございますけど、そのつきあ

発言者	議題・発言内容
保利分科会会長	げ作業までは行っておりませんので、ご理解賜りたいと思います。
伊藤議長	はい、どうぞ。
徳永委員	できるだけ、我々この小さい町から大きな町との合併については、必ず増税の不安を住民が持っておるということは、これ、事実なんです、ある程度の犠牲は払ってでも、やはり合併はするべしだというようなアンケートの結果も出ておる。そういう中で、ただ高いところに横並びで合わすというんじゃなく、やはり、再度、細かい増収にもならんし、減収にもならないという町側の考え方も大事だと思うんですが、できるだけ増税に合わさないで、また、増収にもならない、減収にもならないというようなところで、ひとつご検討をまた再度していただいたらありがたいと思います。 終わります。
伊藤議長	事務局さんに私の方から、この分科会なり、今日まで何十回やったかひとつ皆さんにご披瀝していただきたい。それぞれ2市2町からチーム編成でもってこの分科会いうのを立てています。私の議長のところからここへ来てするのはいかんやと思うんですが、それぞれ地域、エリアでもって役所、すり合わせをただいましておりますが、そういうことも踏まえていただきまして、ぜひ、そういったことも発言いただきたい。
保利分科会会長	税の分科会でございますけれども、昨年の7月ぐらいからちょっと事情がございまして、早く取り組みました。手元に資料がござい

発言者	議題・発言内容
保利分科会会長	ませんけれども、14、5回以上の開催をこの事務局はやっております。先ほど委員さんからありました件につきましては、次回の方にどれぐらいの企業さんに影響があるか、調査してみたいと思いますのでお願いいたします。 以上でございます。
伊藤議長	そのほかどうぞ。こういう場ですので、ご疑念のところ、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。 ただいまの丹原町議員としての一つの切り口があったと思うんですが、どなたか、純粹に、先ほど久門会頭は民間の代表をされるようなことでありましたが、どなたか小松町、丹原町さんの民間の方からのご発言等をいただけませんか、どうぞ。
玉井委員	小松町の玉井です。 この件につきまして、もう一度検討して、きちんとするという、次回、もう一度きちんと返答するという趣旨でございましたが、まず、考え方として、この合併のお話というもの、先ほども西条さんの方からお話がありましたけれども、負担は低い方に、サービスは高い方にあわせましょうというのを、それもいきなり最初からこういうふうなこと、それをただ単に、ごく一部の228社が影響受けますよと。影響受ける額も1,200何十万円ですよということ、そのあたりですね。しかし、その決めた過程というのが、何でかといったら。
伊藤議長	決めたんじゃないですよ。

発言者	議題・発言内容
玉井委員	決めたんじゃないですね。
伊藤議長	そういう発言は極力避けていただきたい。
玉井委員	失礼いたしました。そういうふうな提案の理由というのが、愛媛県内横並びという考え方、そして、よそもそういうふうな形ですよということでやっとなで、それで果たして、小松町の法人の方、丹原の法人の方、それぞれの方から納得するかどうか。その説明責任というものが、それで、ただいまの説明で果たせるのかどうかというのを、やはり次回までにできましたら、きちんと小松町、丹原町の法人の方が納得できるような説明を、答を持ってきていただきたいと、これ、お願いでございます。
伊藤議長	これ、極めて難しい。次までに持ってこいとうおっしゃる。これはちょっと時間をいただくことを、私は事務局の肩を持つわけじゃないんですが、ときに、この合併であります。私は、若干、今回からこのような発言をあえてさせていただきたい。 と申しますのは、先日の知事選がございました。よくぞ西条市民は合併に向かって踏み出したということでもあります。小異を捨てて大同ということが、まあマスコミの人もいらっしゃるけど、こういう言葉は嫌いでしょうけれども、このことをよくぞ、ベースにこの協議会、協議をいただきたいと。会長として、あえて私はこういう発言をさせていただきたいんです。多分、西条会議所、久門会長のさんの表現があったのは、おもんばかってのことという思いも、私はニュアンスの中に感じたわけであります。私どもは、どういたします

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	か、今後、負担の割合について、いろんな意見がまた西条市民にも出てくることは間違いございません。なぜ、やらなければならないのかということも。トータルでの表現の中で、お互い同士の中での一つのご認識というのは、なければ、合併なんていうのは、まずあいなりますまい。そういう強い思いを持って、また、信念を持ってここに臨んでおるわけでありますが、どうぞ、それで申しまして、私の方から非常に制限をするような、どういいますか、ことを事務局の肩を持ったような発言がありましたが、冒頭にかえります。 次までというのは、約束できますか、事務局。このことについて、一度、表現をしておいてください。あいまいにしちゃあならん。どうぞ。事務局長、あなたの責任だ。素直に表現をしておくことが必要なんですよ。やれると言ったら24時間頑張ってやればいい。
真鍋局長	分科会の方としましても、そういうふうな情報等ございます。分科会の方でもできる限り、合併みたいというふうなことでございますが、次回までに必ずというふうなところはなかなかお約束はできませんが、そういうふうなことも含めまして、それを念頭に置きまして、精力的には2市2町の職員で検討していきたいということでございますので、次回までというふうな形は、そこまでにさせるといふような形は、まだそこまで言い切りはちょっとできませんが、精力的にはいきたいと思っております。
伊藤議長	玉井委員さん、あの程度でよろしいでしょうか。どうぞ。
玉井委員	基本的には結構でございます。実を言いますと、本当言ったら、

発言者	議題・発言内容
玉井委員	会長のご発言、小異よりかは大同を取れと、そういうふうな強いご発言ございましたけど、そこまでやっぱりリーダーシップ、そういうふうなものを求めていると。これ、会長を含め、それから事務局もそういうふうなやっぱり強いリーダーシップを求めていると考えていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。
伊藤議長	あえてお返しいたしますけど、会長１人のリーダーシップではとてもどうなるものでもない。この協議会のメンバーが各界各層の選出であります。したがって、皆さん方にも特段求められるところはあると思うんです。その中での協議のこの場として、一つの合意形成を図っていくと。これが私の務めであろうと。ここにいる事務局側の。そういうことに逃げるわけではありませんが、お互いの中で強い意識を持ってやっていきたいとこのように考えておりますので、今後とも、特段のご協力をお願いしたいとかように思います。 以上であります。 どなたもございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第１０号「地方税の取扱い（その１）」につきましては、次回の合併協議会までの、本日も協議いただきましたが、継続協議、このようにさせていただきたいと存じますが、これよろしゅうございますでしょうか。

発言者	議題・発言内容
	（「異議なし」の声あり） 伊藤議長 それでは、以上で、本日の議題すべて終了いたしました。 皆様には、ご協力感謝申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。 真鍋局長 どうもありがとうございました。 真鍋局長 それでは、次第の４でございますが、１２ページをご覧ください。 「第５回会議の開催日時について」ご報告をさせていただきます。 第５回の開催日時につきましては、平成１５年２月２８日金曜日でございますが、午後１時３０分から西条市役所５階大会議室で開催をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、これもちまして、第４回会議を終了させていただきます。 どうも長時間ありがとうございました。